

東御市職員からの苦情相談について

1 苦情相談制度の概要

東御市公平委員会では、地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づき東御市職員からの職場における悩みや苦情について、相談に応じます。

2 対象となる職員

一般行政職員及び会計年度任用職員等が対象です。

3 相談できる内容

任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務に関する悩みをはじめ、職場の人間関係や職場におけるセクシャル・ハラスメントなど人事管理の全般に関する相談に応じます。

また、相談に関する秘密は厳守します。

※ 不正の告発、密告、個人的な悩みなどは相談の対象となりません。

※ 措置要求及び審査請求の手続きについての問い合わせにもお答えします。

4 相談の処理

申出人の悩みや苦情を聴いたうえで助言等を行うほか、必要に応じ関係当事者に対する指導、斡旋などを行います。

なお、相談の解決に向けて必要に応じ人事関係部署や所属課等の関係者に対して事情聴取、照会その他調査を行ったうえで措置しますが、その場合は申出人の同意を得たうえで行います。

5 職場の服務上の取扱い

苦情相談に関する調査の対象となった職員は、調査が勤務中である場合には、あらかじめ任命権者の承認を得て、その時間の職務に専念する義務が免除されます。

6 相談の受付・方法

受付窓口、電話、電子メール及び郵送のいずれかの方法により相談の受付を行います。苦情相談申込書（様式第3号）によりお申し込みください。苦情相談は、相談員（公平委員会事務局職員）による面談の方法で行います。

なお、相談は原則として申出人本人に限られ、代理人等による相談はできません。

受付窓口	東御市役所 本庁舎3階 公平委員会事務局
受付時間等	■ 月曜日～金曜日（休日を除く） ■ 8:30～17:15
電話	0268-64-5810（直通）
電子メール	gikai@city.tomi.nagano.jp